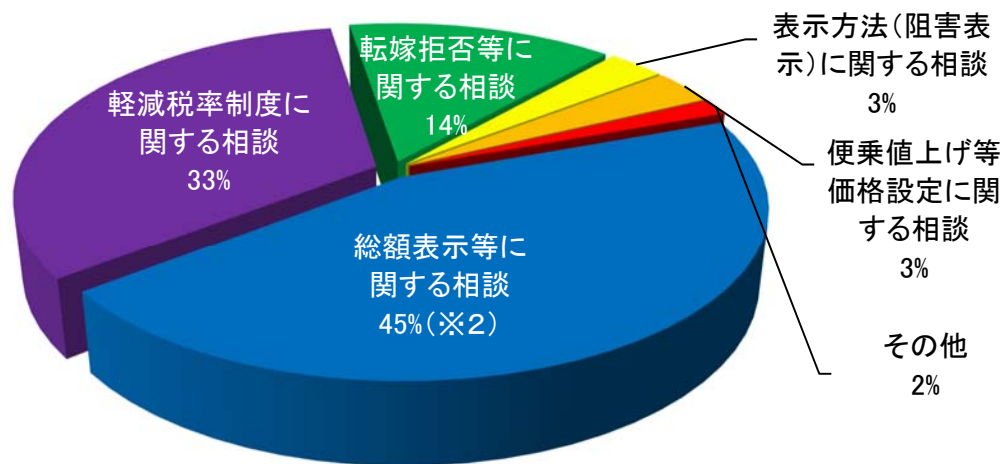


消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの令和元年 7 月（7/1～7/31）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

7 月の相談件数：電話 814 件、メール 87 件
【相談内容（全 901 件）の内訳（※1）】



2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社では、工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される工事が進行中ですが、平成 31 年 4 月 1 日以後に請負金額の増額と減額が行われ、最終的には当初契約の請負金額を下回る金額になる予定です。この場合、当初契約の請負金額を下回る金額は、経過措置の対象となるのでしょうか。

また、この反対に、当初契約の請負金額を上回った場合、どのようになるのでしょうか。

A. 工事の請負等の税率等に関する経過措置が適用される工事について、平成 31 年 4 月 1 日以後、その請負金額（対価の額）に変更が生じた場合には、最終の請負金額と当初契約の請負金額との差額により次のとおり取り扱われます。

①最終の請負金額が当初契約の請負金額より少ない場合

最終の請負金額の全額が経過措置の適用対象となります。

②最終の請負金額が当初契約の請負金額より多い場合

当初契約の請負金額を超える部分については、経過措置が適用されず、新税率（10%）が適用されます。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 1 件

※2 うち総額表示に関する相談が 10%、消費税一般に関する相談が 90%

なお、増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるものの場合において、その追加工事に係る契約が平成 31 年4月1日以後に締結され、令和元年 10 月1日以降に工事が完了する場合には、追加工事に係る請負金額については、経過措置が適用されず、新税率（10%）が適用されます。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者となる「大規模小売事業者」には、資本金が3億円以下の事業者も該当しますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第1号に規定する「大規模小売事業者」とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行うものであって、前事業年度における売上が100億円以上である又は一定以上の店舗面積の店舗を有する者をいいます。

したがって、資本金の額が3億円以下の事業者であっても、上記大規模小売事業者の要件に該当する者であれば、「特定事業者」に該当します。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 当社はインターネットショッピングサイトで商品の販売価格を税込価格で表示しておりますが、消費税率の引上げ前後の表示について、消費税転嫁対策特別措置法上、どのような点に留意すればよいですか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認してしまうおそれのある表示を転嫁阻害表示として禁止しています。したがって、表示を行うに際しては、このような転嫁阻害表示に当たることのないよう御留意ください。

なお、消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実上反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性がありますので、御留意ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は、贈答を受けた者がカタログに掲載された商品の中から任意に選択した商品を受け取ることができる、いわゆるカタログギフトを販売しています。

このようなカタログギフトに食品と食品以外の商品を掲載している場合の、カタログギフトの販売に係る適用税率を教えてください。

A. カatalogギフトの販売は、贈与者による商品の贈答を貴社が代行すること（具体的には、様々な商品を掲載したカタログを提示するとともに、受贈者の選択した商品を手配する一連のサービス）を内容とする「役務の提供」を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、標準税率が適用されます（軽減税率の適用対象となりません。）。

なお、食品のみを掲載するカタログギフトの販売にあっても、同様の理由から「役務の提供」を行うものであり、「飲食料品の譲渡」には該当しないため、軽減税率の適用対象となりません。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610